



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

608	一般競争入札による落札者の決定	（税務課）	1
609	〃	（ 〃 ）	2
610	公印の改刻	（地域振興課）	2
611	指定自立支援医療機関の指定	（こころの健康推進課）	3
612	〃	（ 〃 ）	3
613	保安林の指定の解除予定	（森林整備課）	3
614	〃	（ 〃 ）	3
615	保安林予定森林	（ 〃 ）	4
616	保安林の指定施業要件の変更	（ 〃 ）	4
617	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	（ 〃 ）	4
618	〃	（ 〃 ）	5
619	一般競争入札による落札者の決定	（教育委員会）	5

○ 公安委員会告示

38	遊泳区域の指定		6
----	---------	--	---

○ 海区漁業調整委員会指示

3	火光利用船釣り等の禁止		6
---	-------------	--	---

告 示

和歌山県告示第608号

令和8年度和歌山県税運営システム利用者端末等構築及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年6月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和8年度和歌山県税運営システム利用者端末等構築及び賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和8年6月9日

4 落札者の氏名及び住所

令和8年度和歌山県税運営システム利用者端末等構築及び賃貸借・MCC/NECAP/FILDG/U-Connectコンソーシアム

（代表者）株式会社南大阪電子計算センター

大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

（構成員）NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目15番3号

（構成員）NECフィールディング株式会社

東京都港区芝浦四丁目9番25号

（構成員）株式会社U-Connect

海南市藤白170番地13 アクティブビル1F

5 落札金額

437,800,000円（うち消費税及び地方消費税の額39,800,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和8年4月14日

和歌山県告示第609号

令和8年度和歌山県税運営システム用ネットワーク等構築及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年6月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和8年度和歌山県税運営システム用ネットワーク等構築及び賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和8年6月9日

4 落札者の氏名及び住所

令和8年度NTTグループ

（代表者）NTT西日本株式会社

大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

（構成員）NTT・TCリース株式会社

東京都港区港南一丁目2番70号

5 落札金額

66,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額6,000,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和8年4月14日

和歌山県告示第610号

次のとおり公印を改刻し、令和8年6月29日からその使用を開始する。

令和8年6月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

公印の種類	寸法 (方ミリメートル)	使用区分	管守責任者	印 影
知事印	27	一般文書用	海草振興局長	

和歌山県告示第611号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年6月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
訪問看護ステーションWaKo	和歌山市西庄430-1 アストロ21 207号	株式会社PoNo	令和 8. 6. 1

和歌山県告示第612号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年6月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
訪問看護ステーションとみた	岩出市紀泉台432	有限会社とみた	令和 8. 7. 1

和歌山県告示第613号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和8年6月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字赤滝原1811の24、1811の28
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第614号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和8年6月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字赤滝原1828の2、字東尾1833の11、1833の12、1833の13、1833の14、1833の15、1839の5、1839の6、1840の10
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第615号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町周参見字下戸川西側5101の2、5101の5
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第616号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年6月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第617号

令和8年和歌山県告示第191号（以下「告示第191号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に

より、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年6月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不分明である通知の相手方

久保秀治

菅家淳

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第191号のとおり

和歌山県告示第618号

令和8年和歌山県告示第193号（以下「告示第193号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年6月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不分明である通知の相手方

奥田哲夫

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第193号のとおり

和歌山県告示第619号

令和8年度県立学校等向け行政ネットワーク用回線提供業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年6月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和8年度県立学校等向け行政ネットワーク用回線提供業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

3 落札者を決定した日

令和8年6月10日

4 落札者の氏名及び住所

令和8年度行政ネットワークコンソーシアム

（代表者）NTT西日本株式会社

大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

（構成員）NTT・TCリース株式会社

東京都港区港南一丁目2番70号

5 落札金額

月額749,100円（うち消費税及び地方消費税の額68,100円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年5月1日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第40号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和8年6月26日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和8年7月1日から同年8月31日まで
三輪崎海水浴場	新宮市三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和8年7月17日から同年8月23日まで

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における遊漁の火光を利用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内（以下「火光を利用する船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

令和8年6月26日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

- 別表の禁止区域においては、水産動物の誘引を目的とした火光を利用する船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域についてはこの限りでない。
- この指示の有効期間は、令和8年7月26日から令和9年8月25日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名（免許番号） 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 （和共第1号）	全域	周年
日高郡由良町地先	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町地先における点（北緯33度58分41秒、東経135度03分34秒）を中心とする半径500mの範囲	周年

（緯度経度は世界測地系）